二　次に掲げる工事に関する事項の変更

イ　（略）

ロ　機能施設のうち輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場に限る。）、漁港浄化施設又は廃油処理施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更

ハ・ニ　（略）

三　（略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	三九、二〇五人	
観光庁	二二三人	
気象庁	五、〇三〇人	
運輸安全委員会	一八二人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、五三八人	
合計	五九、一七八人	

区分	定員	備考
本省	三九、〇七一人	
観光庁	二二二人	
気象庁	四、九八〇人	
運輸安全委員会	一八二人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、四二七人	
合計	五八、八八二人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の国土交通省定員規則第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和四年九月三十日までの間	三九、二七九人